

集落排水処理施設加入分担金 および使用料金のお知らせ

- 新規加入分担金は、24万1千円となります。
使用料金は、家庭用の場合：基本料金2,610円、
世帯員一人につき530円となります。
- 使用人員等に変更が生じた場合、届け出が必要と
なりますので、「死亡」・「出生」・「転出」・「転入」等
があれば届け出してください。
工事につきましては、下記日高川町集落排水設備工
事指定業者をご指名ください。

※接続工事がまだお済みでない加入者につきましては、
すみやかな接続をお願いします。

下水ポンプの故障が 多く発生しています。



ビニール(手袋)・タオル・下着・衛生用品・ティッシュ
ペーパー・たばこの吸い殻・大量のトイレクリーナー等
の水に溶けない物を下水道に流すと、ポンプの詰まり
の原因になりますので、絶対に流さないよう注意して
ください。

また自宅の下水桝では、定期的にゴミなどを取り
除き、清掃をお願いします。また誤って流した場合は、
至急下記担当課までご連絡ください。

お問合せ (川辺地区) 上下水道課
☎0738-22-4814
(田尻地区) 中津地域振興課
☎0738-23-9503



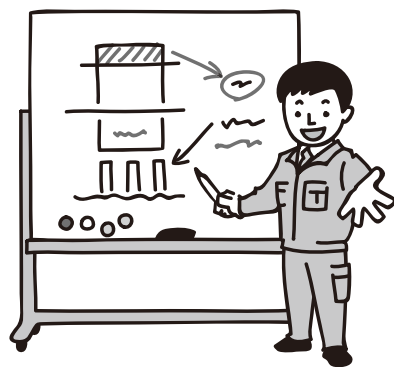
教育・講習

職長・安全衛生責任者能力向上教育

- 日 時：令和7年4月22日(火) 9:00~17:10
- 場 所：和歌山県建設会館3F会議室
- 受講料：9,405円(テキスト代を含む)
- 申込方法：申込書に受講料を添えて持参、または現金書留で郵送
(口座振込をご希望の方は、下記までご連絡ください。)
- 申込期間：令和7年3月24日(月) から受付しており、定員になり次第締切り

詳しくは、下記までお問合せください。

お問合せ 建設業労働災害防止協会 和歌山県支部 ☎073-436-1327 FAX 073-426-3987



教育・講習

刈払機取扱作業者に 対する安全衛生教育

- 日 時：令和7年5月20日(火) 10:00~
- 場 所：和歌山県建設会館3F会議室
- 受講料：11,000円(テキスト代を含む)
- 申込方法：申込書に受講料を添えて持参、または現金書留で郵送(口座振込をご希望の方は、下記までご連絡ください。)
- 申込期間：令和7年4月21日(月) から、定員になり次第締切り

詳しくは、下記までお問合せください。

お問合せ 建設業労働災害防止協会 和歌山県支部
☎073-436-1327 FAX073-426-3987



教育・講習

フルハーネス型安全帯 仕様作業特別教育 (6時間)

- 日 時：令和7年5月15日(木) 10:00~
- 場 所：和歌山県建設会館3F会議室
- 受講料：9,185円(テキスト代を含む)
- 申込方法：申込書に受講料を添えて持参、または現金書留で郵送(口座振込をご希望の方は、下記までご連絡ください。)
- 申込期間：令和7年4月14日(月) から、定員になり次第締切り

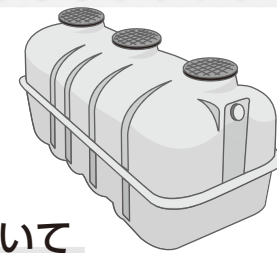
詳しくは、下記までお問合せください。

お問合せ 建設業労働災害防止協会 和歌山県支部
☎073-436-1327 FAX073-426-3987



暮らし

上下水道課からのお知らせ



浄化槽の申込案内および 補助金額のお知らせ

令和7年度浄化槽設置整備事業の申込期間について
は、4月1日から10月末日までです。(工事完了期日は
翌年2月末日です。)

事前に申請者からの申込書の提出が必要ですので、
詳しくは下記までお問い合わせください。(同時に浄化
槽維持管理に関する説明をします。)

設置基数は全体で30基を予定しています。
また単独浄化槽から合併浄化槽に転換する場合、
撤去等の費用の一部を補助する事業も行っています。
令和7年度 補助金額は以下のとおりとなります。

人 槽	上限金額
5人槽	518,000円
7人槽	639,000円
10人槽	872,000円
11人槽以上	872,000円

※工事内容によって個人に支払われる補助金額は変わります。

合併処理浄化槽ブロワ更新補助金

合併処理浄化槽のブロワの更新にかかる経費に対し
て補助金を交付します。

この補助金は申請が必要になりますので、詳しくは
下記までお問い合わせください。

- 補助対象者：日高川町内に合併処理浄化槽を設置
されている方
町税および使用料等を滞納していないこと
- 対象要件：設置後5年を経過した更新を要する合
併処理浄化槽ブロワ
浄化槽法第10条に基づく保守点検、
清掃および浄化槽法第11条に基づく
法定検査を実施して
いること
- 補助額：上限額2万円
(対象経費の1/2)



お問合せ 上下水道課 ☎0738-22-4814
中津地域振興課 ☎0738-23-9503
美山地域振興課 ☎0738-23-9505

合併浄化槽の 清掃料金減額について

本年度も合併浄化槽の清掃料金減額措置を実施し
ますので、下記条件を満たしていると思われる浄化槽
管理者は清掃前に申請してください。

- ① 対象人槽 8・10人槽
- ② 適用条件

- ①維持管理において過去3年間、浄化槽法に準じて
浄化槽法第10条の浄化槽清掃及び浄化槽保守点
検、ならびに同第11条の法定検査を実施してい
ること
- ②法定検査において、適正な放流値が確認されて
いること
- ③使用人員が2人以下であること 等々

これらの条件が満たされていれば、浄化槽7人槽の
清掃料金が減額されます。

詳しくは下記までお問い合わせください。

お問合せ 上下水道課 ☎0738-22-4814
中津地域振興課 ☎0738-23-9503
美山地域振興課 ☎0738-23-9505

浄化槽の維持管理について

合併浄化槽および単独浄化槽使用者に対して、浄
化槽法によって下記の「浄化槽管理者の義務」がありま
す。(合併浄化槽10人槽以下を例とします。)

- 保守点検(浄化槽法第10条)
・点検回数は4か月に1回以上
- 法定検査(浄化槽法第11条)
・毎年1回、定期的に受ける水質検査
・検査手数料は5,300円です。
(割引制度を利用した場合は、更に500円差し引
いた額となります。)
- 清掃(浄化槽法第10条)
・毎年1回以上、日高川町長の許可を受けた清掃業
者で行う

法に基づいた適正な維持管理をお願いします。
なお、法定検査については下記の業者にお問い合わせ
ください。

お問合せ 公益社団法人 和歌山県水質保全センター
☎073-432-6433
水質保全センター 有田川事務所
☎0737-63-6161

